落下物防止対策を講じることを約する誓約書

この誓約書に署名する者は、2019年3月30日以降において日本国内に存する空港における離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下を防止するために、下記の措置を講じていることを誓約する。

記

- ① 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行 前及び飛行後に確実に実施する。
- ② 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
- ③ 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。
 - (1) 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認する。
 - (2) 給排水系統の漏洩及び機能について定期的に点検を行うこと。特に、着氷の恐れのある胴体 部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施する。
 - (3) 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていないことを確認する。
- ④ 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料(サービス・ブレティン等)については、積極的にこれを採用するよう努める。
- ⑤ 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において 大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又 は物件の安全が損なわれるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関 する技術的資料を採用するよう努める。

この誓約書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。また、この誓約書の正本は、便宜上、仙台国際空港株式会社において保管されることを確認する。

